

# 一般社団法人全国保育士養成協議会 ブロック研究助成金の取扱規則

(平成 25 年 3 月 25 日制 定)

(平成 26 年 5 月 8 日一部改正)

(平成 27 年 4 月 24 日一部改正)

(平成 30 年 4 月 13 日一部改正)

(平成 31 年 2 月 8 日一部改正)

(令和 5 年 3 月 31 日一部改正)

(令和 7 年 2 月 7 日一部改正)

## (目 的)

第 1 条 この規則は、保育士の質の向上及び児童福祉の向上に寄与する保育士養成に関する研究助成について定め、その適法かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

## (助成対象等)

第 2 条 一般社団法人全国保育士養成協議会（以下「本会」という。）の会員校教職員で、同一ブロック内に属する複数の会員校の教職員（研究協力者はこの限りでない。）で構成された研究チームを助成の対象とする。

2 1 ブロックにつき、2 チーム以内とする。

## (助成金額)

第 3 条 1 ブロックにつき 60 万円とする。

2 1 ブロックにつき 2 チームの申請がある場合は、1 チームにつき 30 万円とする。

## (研究助成の申請)

第 4 条 ブロック研究助成金の申請は、ブロック研究助成金申請書（様式 1）を 5 月 1 日から 5 月 15 日までの間に、所属ブロックの常任理事に提出すること。常任理事は、提出された 2 チーム以内を全申請チームの申請書のコピーを添えて 6 月 15 日までに本会の会長に申請すること。

## (研究の期間)

第 5 条 7 月 1 日から翌年 3 月末日までの期間とする。

## (研究助成の承認)

第 6 条 会長は、申請内容を審査のうえ決定する。

## (助成金交付)

第 7 条 助成金の交付は、研究助成の承認後速やかに指定の口座に振込むものとする。

(研究成果の報告)

第8条 研究期間終了後、翌年度4月10日までにブロック研究成果報告書(様式2)及びブロック研究助成金収支報告書(様式4)に領収証の写しを添えて本会に提出するものとする。

2 研究成果を他で発表した場合は、ブロック研究成果物添付票(様式3)に必要事項を記入のうえ、発表論文等のコピーを本会に提出すること。なお、発表にあたっては、本会ブロック研究助成金による研究であることを明示すること。

3 ブロック研究成果の概要については、本会「保育士養成研究所報告書」に掲載する。また、研究成果は直近の全国保育士養成セミナーで必ず報告すること。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人全国保育士養成協議会設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

この規則は、平成26年5月8日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月24日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月13日から適用する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から適用する。